

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 9 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 8 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 6 2 年上尾市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 号中「、同法第 6 6 条」を「又は同法第 6 6 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。